定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月十二日

埼玉県幸手市大字上吉羽字天神七四番地

幸手都市ガス株式会社

代表取締役　石井　明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月十二日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室一〇一五七番地

末吉工業株式会社

代表取締役　村田　哲夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月十二日

東京都港区芝公園三丁目六番二二号ＪＣビル四Ｆ

ＴＴグローバル・アセットマネジメント株式会社　代表取締役社長　稲田　直之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年三月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年三月十二日

京都市西京区川島玉頭町六四番地

株式会社大門

代表取締役　中村　敏彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年三月十二日

岡山市南区片岡二二二三番地

塩田被服興業株式会社

代表取締役　塩田　宜正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である藤田千尋が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年三月十二日

（本店）アメリカ合衆国デラウェア州一九八〇一、ウィルミントン、ノースマーケットストリート一二二〇、スウィート六〇六

（日本における営業所）東京都港区浜松町一丁目二〇番二号三階

フジセン・コーポレーション日本における代表者　藤田　千尋

限定承認公告

本籍東京都荒川区西尾久一丁目三二番、最後の住所東京都荒川区西尾久四丁目六番四―二〇七号

被相続人　亡　佐藤　悦子

右被相続人は平成二十五年十二月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年三月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十二日

東京都豊島区目白五丁目七番八―七〇三号

限定承認者　佐藤美由喜

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼神明四丁目四番、最後の住所神奈川県藤沢市善行団地二番一三―二〇三号

被相続人　亡　西村　幸一

右被相続人は平成二十五年十二月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十二日

神奈川県藤沢市善行団地二番一三―二〇三号

相続財産管理人　西村　友克

限定承認公告

本籍大阪府八尾市恩智中町五丁目一二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　和田　賢司

右被相続人は平成二十五年十二月一日死亡し、その相続人は平成二十六年二月二十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十二日

京都市中京区姥柳町一九三　上村ビル二階

晋和法律事務所

相続財産管理人和田丈司

右代理人弁護士　野口　晋司

復代理人弁護士　科埜　貴広

（仮称）三望苑風力発電事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代表取締役　清水　正己

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）三望苑風力発電事業

風力発電所設置事業

発電所出力　二四、〇〇〇ｋＷ

風力発電機の基数　最大八基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととにいたしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年三月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス　代表取締役　清水　正己

天北風力発電所（仮称）に係る対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

有限会社稚内グリーンファクトリー

代表取締役　渡辺　義範

北海道稚内市大字宗谷村字増幌一〇八六番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

天北風力発電所（仮称）

風力発電所設置事業

発電所出力　三〇、〇〇〇ｋＷ

風力発電機の基数　十台～十五台

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を株式会社天北エナジーへ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

株式会社天北エナジー

代表取締役　渡辺　義範

北海道稚内市大字宗谷村字増幌一〇八六番地

平成二十六年三月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

株式会社ユーラスエナジーホールディングス　代表取締役　清水　正己

取消公告

平成二十五年五月二十四日（号外第一〇七号）掲載の第一三期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十六年三月十二日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

株式会社イシン・ホテルズ・グループ

代表取締役　マイケル・ニギッチ

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二	下	五二	連結	二 連結

（印刷誤り）

平成二十五年（二〇一五年）四月一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十二日付第五一号九六　ページ●同日付政府調達第四六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）